

人事委員会規則 4-5（職員の任用）第 8 条第 1 項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成30年 5 月 8 日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官 A	秋田県、千葉県の各人事委員会、神奈川県警察本部及び警視庁
女性警察官 A	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員（人）			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官 A	大学卒業程度	26	3	2	3
女性警察官 A		6			

※ 警察官 A の受験者は、第 2 志望まで選択することができる。ただし、秋田県以外を第 1 志望とした場合は、秋田県を第 2 志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与（秋田県の例）

初任給は、平成30年 4 月 1 日現在、原則として公安職給料表 1 級 21 号給（月額 205,753 円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年秋田県条例第 22 号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上、決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官 A	秋田県	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた男性	ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者 イ 志望する各都県の人事委員会等がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者（詳細は、各都県に問い合わせること。）
	千葉県	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた男性	
	神奈川県	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた男性	
	警視庁	昭和 58 年 7 月 9 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた男性	
女性警察官 A	秋田県	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第 1 次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成 30 年 7 月 7 日（土）	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台 9 番 2 号	体力試験及び身体検査
平成 30 年 7 月 8 日（日）	秋田県社会福祉会館 秋田市旭北栄町 1 番 5 号	大学卒業程度の学力を問う 教養試験及び論文試験

イ 合格者の発表

(ア) 警察官 A で志望が秋田県の場合及び女性警察官 A

平成 30 年 7 月中旬に、秋田県庁正面公告板、秋田県警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

平成 30 年 8 月中旬から同月下旬に、志望する都県から合格者に書面で通知する。

(2) 第 2 次試験

ア 実施日（予定）

- (ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A
平成30年8月8日（水）又は同月9日（木）及び同月下旬
- (イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合
平成30年9月10日（月）

イ 場所 秋田市

ウ 方法

- (ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体精密検査を行う。
- (イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

- (ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A
平成30年9月上旬に、秋田県庁正面公告板、秋田県警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合
平成30年10月下旬から同年11月上旬に、志望する都県から第2次試験受験者全員に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官A及び女性警察官A採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて各都県の規定に基づき提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、平成31年3月31日までに大学等を卒業できなかった者は、採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成31年4月1日（採用から6か月間（初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間）は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成30年5月11日（金）以降、秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、秋田県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課に電子申請・届出サービス又は郵送により提出すること。なお、持参により提出する場合は、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

土曜日及び日曜日を除き、平成30年5月11日（金）から同年6月6日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、同年5月11日（金）の午前8時30分から同年6月4日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成30年6月6日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2623・2626）又は県内の各警察署に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成30年5月8日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、千葉県、神奈川県、神奈川県警察本部及び警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員（人）			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官B	高校卒業程度	17	2	3	2
女性警察官B		6			

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択することができる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合は、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与（秋田県の例）

初任給は、平成30年4月1日現在、原則として公安職給料表1級1号給（月額166,235円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上、決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警察官B	秋田県	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性
	千葉県	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性
	神奈川県	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性
	警視庁	昭和58年9月17日から平成13年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みの者又は志望する各都県の人事委員会等がこれらに相当する学歴を有すると認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成30年9月15日（土）	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力試験及び身体検査
平成30年9月16日（日）	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	高校卒業程度の学力を問う教養試験及び作文試験

イ 合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成30年9月下旬に、秋田県庁正面公告板、秋田県警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成30年10月下旬から同年11月中旬に、志望する都県から合格者に書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成30年10月16日（火）又は同月17日（水）及び同年11月中旬
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成30年11月29日（木）

イ 場所 秋田市

ウ 方法

- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体精密検査を行う。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成30年11月下旬に、秋田県庁正面公告板、秋田県警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成31年1月上旬から同年2月上旬に、志望する都県から第2次試験受験者全員に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて各都県の規定に基づき提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成31年4月1日（採用から6か月間（初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間）は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成30年7月18日（水）以降、秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、秋田県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課に電子申請・届出サービス又は郵送により提出すること。なお、持参により提出する場合は、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

土曜日及び日曜日を除き、平成30年7月18日（水）から同年8月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、同年7月18日（水）の午前8時30分から同年8月14日（火）の午後5時までに限り受け付ける。
なお、郵送による申込みは、平成30年8月17日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2623・2626）又は県内の各警察署に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。